

ヘーグ協定ジュネーブアクトの概要

ヘーグ協定ジュネーブアクトは、各国別に発生する出願手続きを一元化し、国際事務局への一つの出願手続で、指定した国それぞれに出願した場合と同等の効果を得ることができる意匠の国際出願および登録システムである。

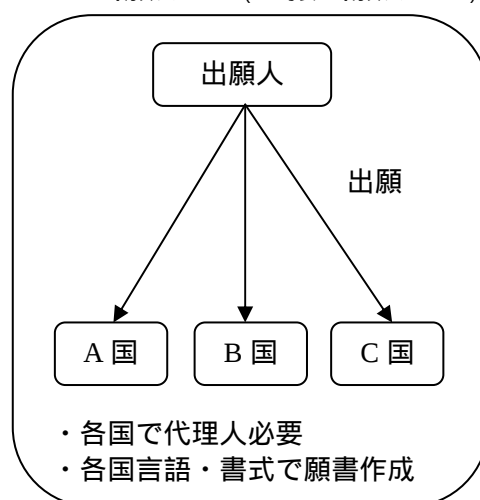
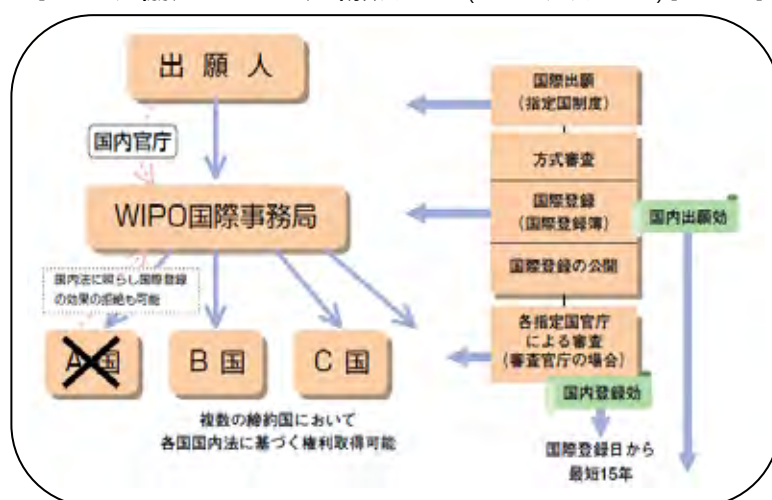
国際出願は、出願日から6か月後に国際公開された後、無審査国では権利の効果が発生し、実体審査国では国際公開後遅くとも12か月以内に審査を行い、登録になると権利の効果が発生し、無審査国では審査を経ずに権利の効果が発生する。

保護期間は、国際登録の日から5年ごとの更新により最低15年間である。

現在、EU、フランス、ドイツ、スペイン、スイス、ハンガリー、トルコ、シンガポールなど42の国と地域が加盟しており、年間の出願意匠数は、約9,000件。

【ヘーグ協定に基づく出願ルート(ヘーグルート)】

【今までの出願ルート(直接出願ルート)】



主なメリット

出願手続の簡素化

一通の願書を国際事務局に提出することにより、複数の加盟国への出願効果が得られるため、各国毎の願書の作成および提出が不要。また、出願の際には、100個の意匠までであれば、一つの出願に含むことが可能。

出願経費の削減

出願の際の代理人の選定は任意であり代理人費用を削減することができる。また、各国知財庁に支払う出願費用は、各国毎に出願するよりもヘーグルートで出願する方が安価になることが多い(国数および意匠数による)。

登録可否の時期が分かる

ヘーグルートの出願は、無審査国であれば国際公開から6か月、実体審査国であれば遅くとも12か月で登録可否が分かる仕組みとなっている。

国際登録の一元的管理

権利の更新や移転等の手続は出願人が国際事務局に対して行い、国毎の手続が不要。

ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟国一覧

州名	コード	国又は地域名	出願件数			ロカルノ 協定加盟国	審査制度	存続期間		OHIM 加盟国
			2006年	2007年	2008年			起算日	期間(年)	
ヨーロッパ (北欧)	DK	デンマーク	323	298	248	○	○	出願	5 延5ずつ4回	○
	NO	ノルウェー	711	791	679	○	○	出願	5 延5ずつ4回	×
	FI	フィンランド	244	225	220	○	○	出願	5 延5ずつ2回	○
	IS	アイスランド	72	78	153	○	×	出願	5 延5ずつ4回	×
ヨーロッパ (西欧)	FR	フランス	6,586	6,384	4,473	○	×	出願	5 延5ずつ4回	○
	LI	リヒテンシュタイン	380	449	399	×	×	出願	5 延5ずつ4回	×
	CH	スイス	2,123	2,189	2,291	○	×	出願	5 延5ずつ4回	×
	DE	ドイツ	51,014	54,301	48,238	○	×	出願	5 延5ずつ4回	○
	ES	スペイン	2,119	1,946	1,586	○	×	登録	5 延5ずつ4回	○
	MC	モナコ	470	472	475	×	×	出願	10 延10ずつ4回	×
ヨーロッパ (東欧)	AL	アルバニア	7	191	281	×	○	出願	5 延5ずつ4回	×
	AM	アルメニア	29	92	272	○	×	出願	15	×
	AZ	アゼルバイジャン	0	0	55	○	○	出願	10	×
	BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	35	72	63	○	○	出願	10	×
	BG	ブルガリア	917	637	337	○	○	出願	10 延5ずつ3回	○
	EE	エストニア	252	192	135	○	×	出願	5 延5ずつ4回	○
	GE	グルジア	357	292	358	×	○	出願	5 延5ずつ4回	×
	HR	クロアチア	719	840	751	○	×	出願	5 延5ずつ4回	×
	HU	ハンガリー	614	486	407	○	○	出願	5 延5ずつ4回	○
	KG	キルギスタン	240	232	239	○	○	出願	10 延5	×
	LT	リトアニア	32	27	48	×	×	出願	5 延5ずつ4回	○
	LV	ラトビア	230	201	125	○	×	登録	5 延5ずつ4回	○
	MD	モルドバ共和国	407	367	382	○	○	出願	5 延5ずつ4回	×
	MK	旧ユーゴスラビア共和国	350	380	845	○	○	出願	5 延5ずつ4回	×
	PL	ポーランド	1,759	1,669	1,516	×	×	出願	5 延5ずつ4回	○
	RO	ルーマニア	1,507	811	497	○	×	出願	10 延5ずつ3回	○
	RS	セルビア	729	986	473	○	○	出願	25	×
	SI	スロベニア	411	314	166	○	○	出願	5 延5ずつ4回	○
	UA	ウクライナ	2,750	2,656	2,830	○	×	出願	10 延5	×
アフリカ	BW	ボツワナ	-	12	43	×	×	出願	5 延5ずつ2回	×
	EG	エジプト	507	439	417	×	×	出願	5 延5ずつ2回	×
	GH	ガーナ	-	-	4	×				×
	NA	ナミビア	20	11	45	×	○	出願	5 延5ずつ2回	×
	ST	サントメ・プリンシペ	-	-	-	×				×
	RW	ルワンダ	-	1	-	×	×	出願	5・10・15年より選択	×
アジア	MN	モンゴル	357	203	239	○	○	登録	10	×
	SG	シンガポール	1,653	1,787	1,759	×	×	登録	5 延5ずつ2回	×
	TR	トルコ	6,339	6,868	7,243	○	×	出願	5 延5ずつ4回	×
	OM	オマーン	-	-	-	×	×	出願	10 延5ずつ2回	×
	SY	シリア・アラブ共和国	-	-	32	×	×	出願	5 延5ずつ2回	×
国際機関	EM	EU (欧州共同体商標意匠庁: OHIM)	69,296	77,237	78,050	×	×	出願	5 延5ずつ4回	
	OA	アフリカ知的財産権機関(OAPI)	-	-	5	×	×	出願	5 延5ずつ2回	

1 存続期間について、例えば「5 延5ずつ4回」は起算日から5年間保護され、以後は5年毎に4回更新できる(最長25年存続)ことを意味する。

2 国際機関の加盟国は以下の通り。

・EU (欧州共同体商標意匠庁: OHIM) : 27カ国が加盟。

加盟国はオーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダ、イギリス、ルーマニア、ブルガリア。

・アフリカ知的財産権機構(OAPI) : フランス語圏16か国が加盟。

加盟国はベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、チャド及びトーゴ。